

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「北区まちづくり運営方針」(案)に掲げる「まちづくりの方向性(中期目標)」を実現する区民協働のまちづくりの推進を目指して、区民の自発的・自主的なまちづくり事業を公募し、その経費の一部を補助する北区民まちづくり提案支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(区民)

第2条 この要綱において区民とは、北区内に居住又は通勤、通学する者及び北区内で事業活動その他の活動を行う者をいう。

(対象となる事業)

第3条 対象となる事業(以下「事業」という。)は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 北区内で実施されるものであること。
- (2) 地域課題の解決等に向けた、公共性が高い取組であること。
- (3) 「北区まちづくり運営方針」(案)に掲げる「まちづくりの方向性(中期目標)」の実現に資する取組であること。
- (4) 次のいずれかに該当すること。

ア 一般枠

同条第1号～3号に該当する活動。

イ 子育て推進枠

「子ども」又は「子育てする人」に向けて実践する活動。

ウ つながり支援枠

過去に北区民まちづくり提案支援事業に採択された事業で、他団体(企業・団体・大学等)と新たに連携・協働し、区民による“つながり”“交ざり合い”の場の創出に資する活動。

2 前項に該当する事業であっても、次の各号に該当する場合は補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利、政治、選挙、宗教を目的とした事業又はそれらを助長する事業
- (2) 調査・学術研究を主たる目的とした事業
- (3) 地域で既に恒例となっている事業(学区まつり、学区民体育祭等)
- (4) 申請日の前に完了している事業
- (5) その他北区長(以下「区長」という。)が適当でないと認めたもの

3 補助金の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月15日までとする。

(対象団体)

第4条 対象となる団体(以下「団体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地域団体、各種団体、NPO法人、グループなど第2条に規定する区民を中心に構成される団体(以下「地域団体等」という。)
- (2) 大学及び専修学校(各種学校を含む。以下同じ。)並びに大学及び専修学校の研究室、ゼミ、学生を中心に構成されるクラブ、サークル及びグループ

2 前項に規定する団体であっても、次の各号に該当する場合は補助金の交付対象外とする。

- (1) 政治・選挙・宗教等に関する活動を主たる目的とする団体
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者を含む団体
- (3) 営利を主たる目的とする団体

(交付対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第3項に定める期間内に行われる活動であって、当該事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する経費は、補助対象経費に含まない。

- (1) 固定資産の購入等に要する経費
- (2) 人件費（講演等の講師に係る謝礼及び特殊な作業に対する労賃を除く。）
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 団体及び大学等の維持・運営に係る経費
- (5) 記念品等個人給付的な経費
- (6) 個人の能力開発や技術の習得に係る経費
- (7) 領収書がない、領収書の使途が不明など、事業に使用したことが確認できない経費
- (8) その他区長が適当でないと認める経費

(補助率及び補助限度額)

第6条 第3条第1項に規定する事業についての補助金は、以下の各号のア～エに掲げる額のうち、最も低い額を上限として交付する。

(1) 一般枠

ア 30万円

ただし、第3条第1項に規定する事業のうち、3年目の事業については、上限額を25万円とする。また、実績報告時には、交付予定額を超えないものとする。

イ 補助対象経費の50%に、学生（高校生以下は含まない。）による無償労務提供相当額を加えた額。

ウ 補助対象経費

エ 国や京都府など他の類似の制度による補助（以下「他補助」という。）又は当該事業に対価としての収入（以下「対価収入」という。）がある場合は、当該事業の総経費（補助対象外経費を含む）から他補助と対価収入を除いた額

(2) 子育て推進枠

ア 15万円

ただし、第3条第1項に規定する事業のうち、3年目の事業については、上限額を10万円とする。また、実績報告時には、交付予定額を超えないものとする。

イ 補助対象経費の60%に、学生（高校生以下は含まない。）による無償労務提供相当額を加えた額。

ウ 補助対象経費

エ 国や京都府など他の類似の制度による補助（以下「他補助」という。）又は当該事業に対価としての収入（以下「対価収入」という。）がある場合は、当該事業の総経費（補助対象外経費を含む）から他補助と対価収入を除いた額

(3) つながり支援枠

ア 20万円

イ 補助対象経費の60%に、学生（高校生以下は含まない。）による無償労務提供相当額を加えた額。

ウ 補助対象経費

エ 国や京都府など他の類似の制度による補助（以下「他補助」という。）又は当該事業に対価としての収入（以下「対価収入」という。）がある場合は、当該事業の総経費（補助対象外経費を含む）から他補助と対価収入を除いた額

- 2 第1項の各号イに掲げる無償労務提供相当額とは、当該事業の実施に直接関わる活動に無償で従事する学生の活動時間数に、500円を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。
- 3 前項の規定による活動時間数に1時間未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体及び大学等（以下「申請団体」という。）は、区長が定める期間内に、北区民まちづくり提案支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 無償労務提供相当額計算書（第4号様式）（無償労務提供が予定される場合に限り。）
- (4) 団体の規約や構成員名簿等、団体の概要が分かる書類
- (5) その他区長が必要と認めるもの

- 2 一般枠及び子育て推進枠について、同一又は極めて類似した事業に対する補助は3回を上限とする。ただし、事業は3箇年度連続して実施するものとする。

また、つながり支援枠について、同一又は極めて類似した事業に対する補助は2回を上限とする。ただし、事業は2箇年度連続して実施するものとする。

- 3 前項に規定する同一又は極めて類似する事業かどうかについては、実施主体、事業目的、実施場所などを総合的に判断する。
- 4 申請団体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（審査）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、北区民まちづくり提案支援事業審査会（以下「審査会」という。）を開催し、選考することを求めるものとする。

- 2 審査会は、申請内容を評価し、評価結果を区長に報告する。

（交付の決定及び通知）

第9条 区長は、前条の規定による評価結果を尊重し、予算の範囲内で補助金の交付、交付予定額及び交付条件、又は不交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、北区民まちづくり提案支援事業補助金交

付決定通知書（第5号様式）により、不交付の決定をしたときは、北区民まちづくり提案支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請団体に通知する。

（活動内容の変更又は中止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、事業内容を変更（軽微な変更を除く。）又は中止しようとするとき、あらかじめ、北区民まちづくり提案支援事業補助金計画変更等申請書（第7号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

（1）補助目的達成のために行う、支出費目や経費配分の変更

（2）補助目的達成のため又は補助目的に影響を及ぼさない範囲で、より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更

3 事業内容に変更が生じるときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第7条第1項に定める関係書類を添えて提出しなければならない。

4 区長は、第1項に掲げる申請があったとき、これを審査し、第1条の目的に反することがなく、かつ、やむを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を北区民まちづくり提案支援事業補助金計画変更等決定通知書（第8号様式）により、当該団体へ通知する。また、承認しないときは、北区民まちづくり提案支援事業補助金計画変更等不承認決定通知書（第9号様式）により、当該団体へ通知する。

（実績報告）

第11条 交付団体は、事業終了後速やかに、北区民まちづくり提案支援事業補助金実績報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（第11号様式）

（2）無償労務提供相当額報告書（第12号様式）

（3）領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

（4）事業の実施状況が判別できる写真及びチラシなどの成果物

（5）その他区長が必要と認める書類

2 交付団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付団体は、補助金の交付を受けた事業に関して、成果等を報告するとともに、北区役所が実施する広報活動に対し文書及び写真の提出等に協力するものとする。

（補助金の交付）

第12条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、事業が適当に行われたと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北区民まちづくり提案支援事業補助金交付額決定通知書（第13号様式）により交付決定額を通知のうえ、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第13条 区長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合、事業終了前に、第9条第1項の規定により決定した補助金の2分の1以内の額を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払いを受けた交付団体は、第11条の規定に基づく実績報告を行う際に、精算書を提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 交付団体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第14号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の保存)

第15条 交付団体は、補助の対象となった事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、事業の終了した日の翌年度(4月1日)から5年間保存しなければならない。

2 前項の書類は、保存期間が満了するまでの間に区長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第16条 区長は、必要があると認めるときは、交付団体に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(交付の取消し等)

第17条 区長は、交付団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第10条の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
- (5) 補助金の交付対象となる経費の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (6) 前条の指示等に従わなかったとき。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項については、平成26年度以降に交付対象となった事業に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度以降に一般部門で交付対象になった事業で、事業内容が第3条第1項第3号イ(エ)健康長寿推進活動及び(オ)子育て支援活動に該当する事業であっても、平成29年度以降の申請においては、一般部門を継続するものとし、第3条第1項第3号イ(エ)及び(オ)の要件への移行はできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以降に一般部門で交付対象となった事業において、事業内容が第3条第1項第3号イ(オ)の要件を満たしていたとしても、平成30年度以降の申請においては、一般部門を継続するものとして、第3条第1項第3号イ(オ)の要件への移行はできないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

2 この改正後の北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年5月1日以降に申請のあった事業に対する補助金について適用し、同日前に申請のあった事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和7年度にまちづくりステップアップ部門で採択された交付団体は、令和8年度に限り、同部門で継続して申請できるものとする。

北区民まちづくり提案支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 京都市北区長	令和 年 月 日
申請団体の主たる事務所の住所 〒 ※年間を通じて書類の受取が可能な住所をご記入ください（郵送物は上記住所に右記団体名及び代表者宛で郵送されます）。	申請団体の名称及び代表者名 （ 担当者氏名： 電話 — — PCアドレス ※日中に連絡の付く連絡先をご記入ください。）

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。	
事業名	
部門及び新規・継続の別等	<input type="checkbox"/> 一般枠 新規 ・ 継続（ 年目） <input type="checkbox"/> 子育て推進枠 新規 ・ 継続（ 年目） <input type="checkbox"/> つながり支援枠（新規） <input type="checkbox"/> まちづくりステップアップ部門（2年目） 過去の採択歴（ 年度、 年度、 年度、 年度）
補助金交付申請額	円
概算払	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要(理由：) ※補助金は 事業完了後に支払う「精算払」が原則 です。 ※概算払の上限は、交付予定額（審査を経て決定した補助額）の2分の1以内となります。 ※採択決定後の概算払希望には原則、対応できかねますので、ご了承ください。
申請団体について (簡潔にご記入ください)	団体の概要（目的、スタッフの構成等） 団体の活動内容 ※これまでの活動内容（本事業以外の普段の活動があれば）を記入してください。

【添付書類】①、②、④、⑤は必ず提出してください。）

- ①事業計画書（第2号様式）
 - ②収支予算書（第3号様式）
 - ③無償労務提供相当額計算書（第4号様式）（無償労務提供が予定されている場合のみ要提出）
 - ④役員名簿又は構成員名簿（住所を記載してください。）
 - ⑤団体の規約（規約が作成されている場合は必ず提出してください。）
- ※規約がない場合は団体の活動内容が分かる資料を添付してください。

事業計画書

事業名		
事業と「北区まちづくり運営方針」(案)に掲げる「まちづくりの方向性(中期目標)」との関わり	※該当する項目を最大3つまで記載してください。	
事業目的		
事業概要	実施時期 (予定)	<input type="checkbox"/> 通年 (月～ 月、実施頻度：) <input type="checkbox"/> 特定の時期 ()
	活動 場所・地域	
	事業対象者 (属性・人数)	
	活動内容	
事業効果		
当年度補助終了後の事業方針 (自走化に向けた収益を得るための工夫など)		
【つながり支援枠のみ】 新たな連携・協働先の 団体概要 (規約・名簿を要添付)	名称	
	代表者 (職・氏名)	
	概要	※URL 等があれば、併せて記載してください。
【つながり支援枠のみ】 上記団体と新たに 連携・協働することで 見込まれる効果	※区民の“つながり”“交ざり合い”の場の創出という観点から記載してください。	

収 支 予 算 書

収 入		支 出	
項 目	金 額	内 容	金 額
参加費収入 (人× 円× 回)		(補助対象経費)	
北区補助金（予定） <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">A</div> + <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">B</div>			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">A</div> 基本額（対象経費に補助率をかけたもの）	()		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">B</div> 学生の無償労務提供相当額（第4号様式から転記）	()		
併用する他の補助金等の名称 ※国や京都府など他の類似の制度による補助があれば、記載			
寄付金		(補助対象外経費)	
自己負担			
収入合計	円	支出合計	円 〔うち補助対象経費〕 円

- ※ 支出は、消耗品費、印刷費、謝礼金、会場使用料など、種類ごとに詳しく記入してください。
- ※ 併用する他の補助金は、申請中、申請見込みのものも必ず記入してください。
- ※ 「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。

第4号様式（第7条関係）

無償労務提供相当額計算書

事業の実施に直接関わる活動に対し、学生による無償の労務提供がある場合に記入し、提出してください。

活動内容内訳	活動時期	それぞれの活動に 要する人数×時間
無償の労務提供の延べ時間		時間
無償の労務提供相当額（延べ時間×500円）		円

※ 5万円分を上限として、第3号様式に転記してください。

※ 有償スタッフは人数に含めることができません。

※ 活動の終了後に、労務提供をした学生の氏名・所属（大学名など）と、それぞれの活動日時及び時間数が分かる書類をまとめて提出していただきます。

様

北 区 長

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった北区民まちづくり提案支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	
交付予定額	円
交付の条件	<ol style="list-style-type: none">1 事業の変更又は中止をしようとするときは、区長の承認を受けなければならない。2 事業完了後、指定の期間内に、実績報告書等を提出しなければならない。3 この補助金の交付決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付予定額の全部又は一部を返還しなければならない。<ol style="list-style-type: none">(1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。(2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。(3) 補助金交付の条件その他北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に違反したとき。(4) 要綱第10条の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。(5) 補助金の交付対象となる経費の全部又は一部を使用しなかったとき。(6) 要綱第15条の規定による指示等に従わなかったとき。4 必要経費が交付予定額を下回った場合等には、交付決定額も減額される。

京都市指令北地第 号
年 月 日

様

北 区 長

北区民まちづくり提案支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった北区民まちづくり提案支援事業補助金について、不交付とすることを決定したので、通知します。

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

北区民まちづくり提案支援事業補助金 計画変更等申請書

(宛先) 京都市北区長	年 月 日
交付団体の主たる事務所の住所 〒	交付団体の名称及び代表者名 (担当: 電話)

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた事業を、下記のとおり変更・中止したいので、承認願います。

事業名	
変更・中止の内容	
変更・中止の理由	

※必要に応じ、事業計画書や収支予算書を修正のうえ、本様式と合わせて添付をお願いします。

京都市指令北地第 号
年 月 日

様

北 区 長

北区民まちづくり提案支援事業補助金計画変更等決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった、北区民まちづくり提案支援事業補助金の計画変更・中止申請について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

事業名	
承認内容	

様

北 区 長

北区民まちづくり提案支援事業補助金計画変更等不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、北区民まちづくり提案支援事業補助金の計画変更・中止申請について、不承認とすることを決定したので、通知します。

[不承認の理由]

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

北区民まちづくり提案支援事業補助金 実績報告書

(宛先) 京都市北区長	年 月 日
交付団体の主たる事務所の住所 〒	申請団体の名称及び代表者名 (担当者氏名 : 電話 — — メールアドレス ※日中に連絡の付く連絡先をご記入ください。)
※交付申請書と同住所をご記入ください。	

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

事業名	
部門及び新規・継続の別等	<input type="checkbox"/> 一般枠 新規 ・ 継続 (年目) <input type="checkbox"/> 子育て推進枠 新規 ・ 継続 (年目) <input type="checkbox"/> つながり支援枠 (新規) <input type="checkbox"/> まちづくりステップアップ部門 (2年目) 過去の採択歴 (年度、 年度、 年度、 年度)
事業内容	
事業成果	※次の①・②について得られた成果もご記載してください。 ①つながり支援枠：区民による“つながり”“交ざり合い”の場の創出 ②まちづくりステップアップ部門：参加者や事業の担い手の拡充
反省点	
今後の方向性	

【添付書類】

- 収支決算書（第11号様式）
- 無償労務提供額報告書（第12号様式）及び氏名・所属、活動内容等を記載したもの
- 領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- 事業の実施状況が判別できる写真
- 参加者名簿（作成が可能な場合）

収 支 決 算 書

収 入		支 出		
項 目	金 額	内 容	金 額	領収書 番号
参加費収入 (人× 円× 回)		(補助対象経費)		
北区補助金 C + D 概算払いの有無（有・無） ※「有」の場合、精算書（本市会計室提出用）も合わせて添付すること				
C 基本額（対象経費に補助率をかけたもの）	()			
D 学生の無償労務提供相当額（第12号様式から転記）	()			
併用する他の補助金等の名称 ※国や京都府など他の類似の制度による補助があれば、記載				
寄付金		(補助対象外経費)		
自己負担				
収入合計	円	支出合計	円 (うち補助対象経費 円)	
		交付予定額 (第9条に基づく額)	円	

- ※ 「収入合計＝支出合計」となるよう記入してください。
- ※ 支出は、消耗品費、印刷費、謝礼金、会場使用料など、種類ごとに詳しく記入し、領収書を添付してください。
- ※ 併用する他の補助金について、見込みの場合はその旨も記入してください。
- ※ この決算書及び提出いただいた書類に基づき、補助金額を改めて計算し、確定した額をお知らせします。

第12号様式（第11条関係）

無償労務提供相当額報告書

事業の実施に直接関わる活動に対し、学生による無償の労務提供がなされた場合に記入し、提出してください。

事業名	
-----	--

活動内容内訳	活動時期	それぞれの活動に従事した人数×時間
無償の労務提供の延べ時間		時間
無償の労務提供相当額（延べ時間×500円）		円

※ 5万円分を上限として、第11号様式に転記してください。

※ 有償スタッフは人数に含めることができません。

※ 労務提供をした学生の氏名・所属（大学名など）と、それぞれの活動日時及び時間数が分かる書類を添付してください。

様

北 区 長

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付額決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった北区民まちづくり提案支援事業補助金について、
下記のとおり交付額を決定したので、通知します。

記

事 業 名	
交 付 決 定 額	円

[交付予定額から減額した場合その理由]

注 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第
14号様式）により京都市北区長に報告しなければならない。

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第14号様式（第14条関係）

北区民まちづくり提案支援事業補助金に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

(宛先) 京都市北区長	年 月 日
交付団体の主たる事務所の住所 〒	交付団体の名称及び代表者名 (担当: 電話)

北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、令和 年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり報告します。

事業名	
補助金額 (北区長が交付額 決定通知書により 通知した額)	円
消費税額及び地方 消費税額の確定に 伴う補助金に係る 消費税及び地方消 費税に係る仕入控 除税額 (要補助金返還額)	円 ※別紙として金額の積算根拠がわかるものを添付してください。